



愛知労働局発表
令和元年8月29日(木)

【照会先】
愛知労働局労働基準部監督課
監督課長 中村 隆
統括特別司法監督官 高橋 英幸
電話 052-972-0253

報道関係者 各位

外国人技能実習生の受け入れ事業場に対する 平成30年の監督指導、送検等の状況について

～497の事業場に対し、労働基準関係法令違反で是正指導～

愛知労働局（局長 木原亜紀生）は、県内の14労働基準監督署（支署）が平成30年に技能実習生の受け入れ事業場に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局では、受け入れ事業場に対し監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいます。

また、重大・悪質な事案については、捜査を行い、検察庁へ送検を行うなど厳正な態度で臨んでいます。

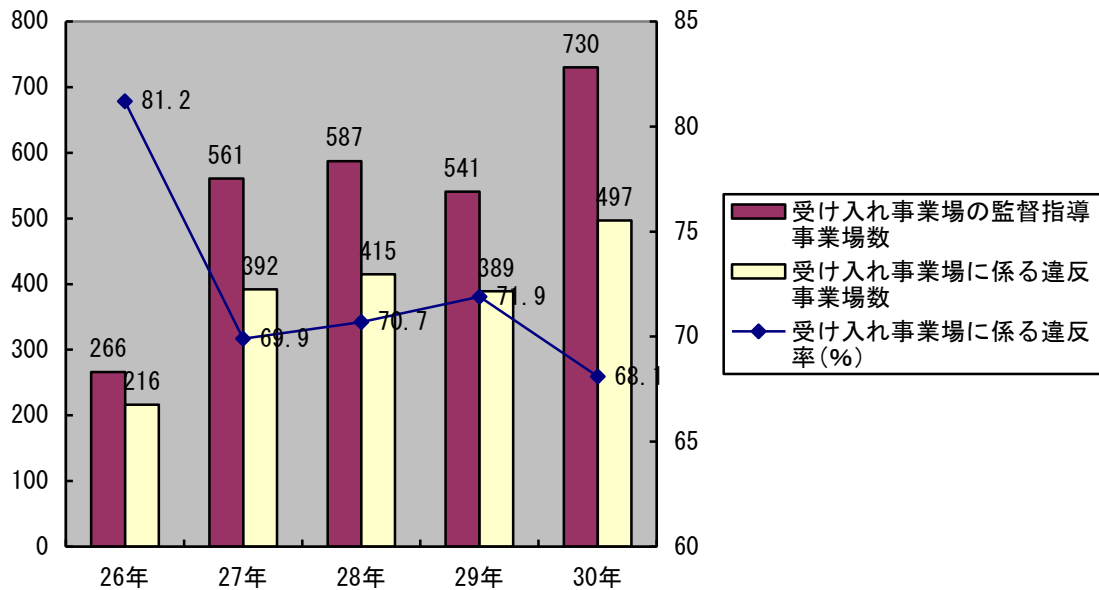
平成30年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した受け入れ事業場：730事業場
- 労働基準関係法令違反が認められたもの：497事業場（68.1%）。
- 主な違反事項
①違法な時間外労働等、労働時間関係（178件、24.4%）、
②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（157件、21.5%）、
③時間外・休日労働等に対する割増賃金（100件、13.7%）
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により書類送検したもの：4件

（詳細は次頁以降）

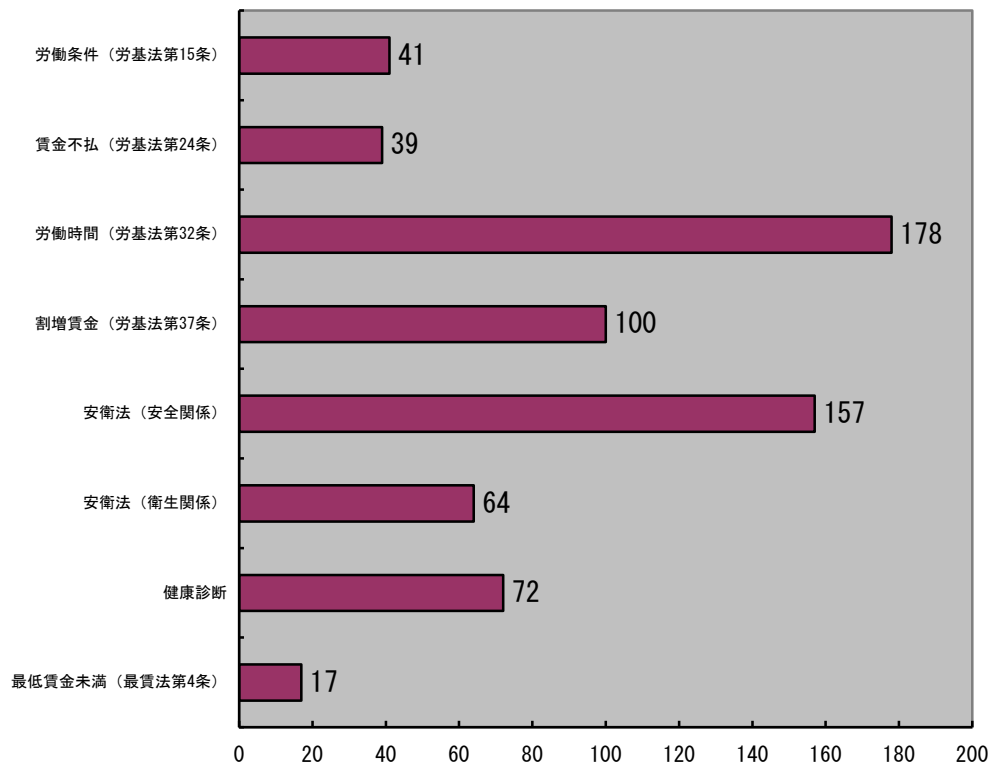
1 監督指導状況

- (1) 実習実施者730事業場に対し監督指導を実施したところ、68.1%に当たる497事業場に労働基準関係法令違反が認められた。



※ 受け入れ事業場に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

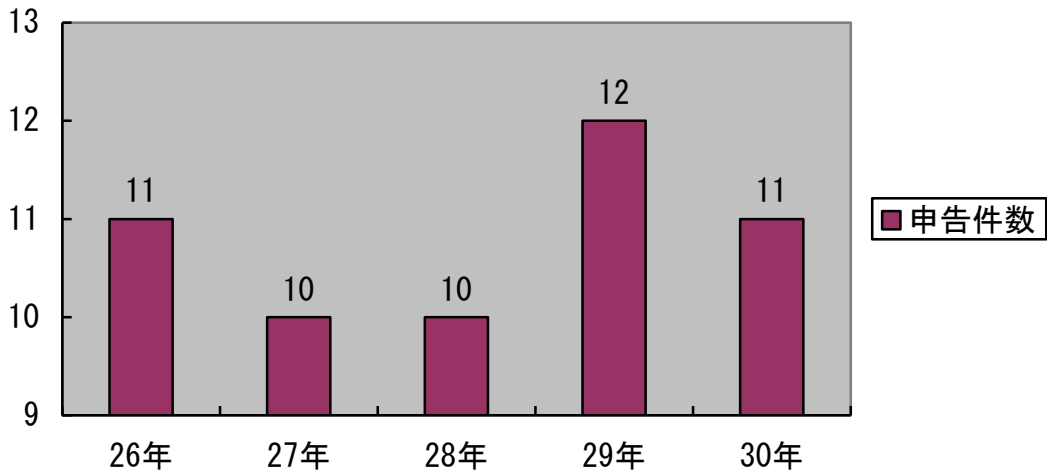
- (2) 主な違反内容のうち、①労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、②安全基準（機械に安全カバーがない状態で作業を行わせていたもの等）、③割増賃金の支払（法定の割増率で計算した時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかったもの等）の順で多かった。



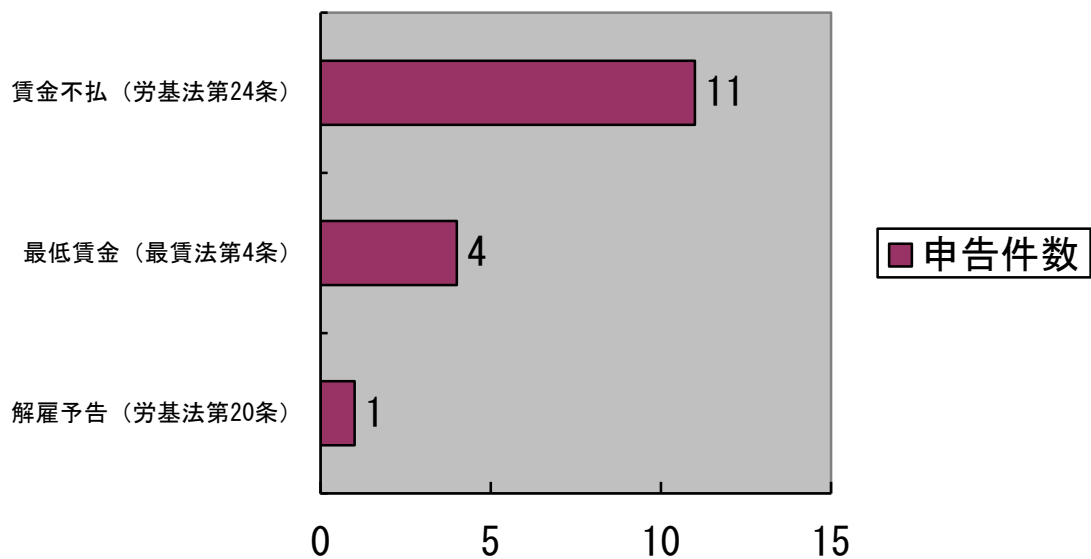
<注> 最低賃金の支払（最賃法第4条）の違反については、契約の賃金額が最低賃金額未満の場合に限る。

2 申告状況

(1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は11件であった。



(2) 主な申告内容は、①賃金の不払（11件）、②最低賃金未満の支払（4件）の順に多かった。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

【申告事例】（製造業）最低賃金を下回り、預金通帳を保管等されていた事例

【概要】

技能実習生から、

- ① 「支払われている賃金額が最低賃金を下回っている。」
- ② 「預金通帳を取り上げられた。」

等の申告が寄せられ、出入国管理機関と合同で監督・調査を実施したものの。

【調査結果】

- ① 申告のあった事業場では技能実習生3名を雇用しており、最低賃金額未満の賃金額で支払っていた。
- ② 技能実習生の預金通帳を事業場が保管して管理していた。
- ③ 36協定の限度時間を超えて、時間外・休日労働をさせていた上、「内職」と称して労働時間として管理しない時間外労働をさせていた。
- ④ 技能実習生に対し、交代で30分しか休憩を与えていなかった。

【指導事項】

- ① 最低賃金法違反（最低賃金法第4条）について是正勧告。
- ② 技能実習生の預金通帳を事業場で管理していた強制貯金（労働基準法第18条）について是正勧告。
- ③ 違法な長時間労働（労働基準法第32条）及び休憩時間（労働基準法第34条）について是正勧告を行い、労働時間管理の適正化について指導文書を交付。

【指導の結果】

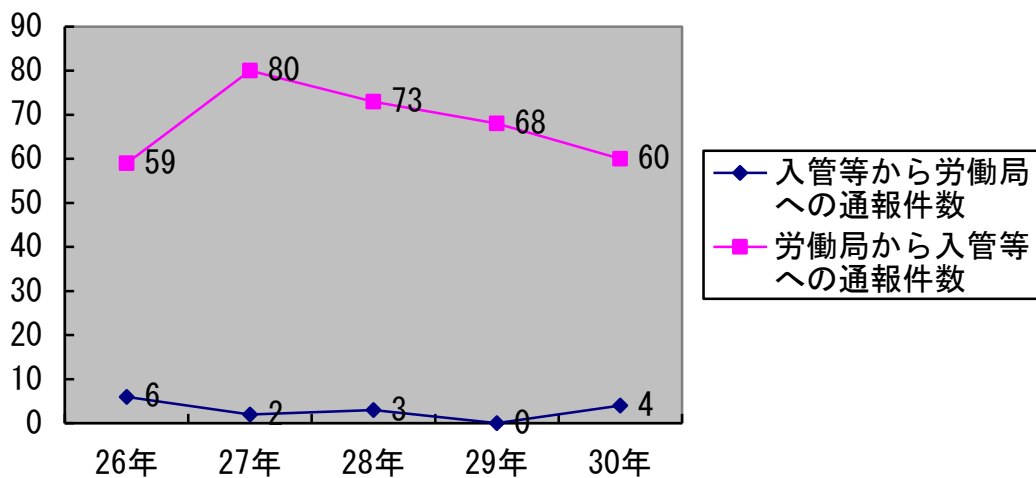
- ① 最低賃金額との差額分を計算させて、事業主から支払うこととなったが、技能実習生が主張する金額を下回っていたことから、不服として弁護士に依頼。民事手続きに移行した。
- ② 労働時間を適正に管理し、時間外・休日労働を36協定の限度内として、休憩時間も適切に取得させることとなった。
- ③ 預金通帳は即時、技能実習生に返還された。

3 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督実施等の結果を相互に通報している。

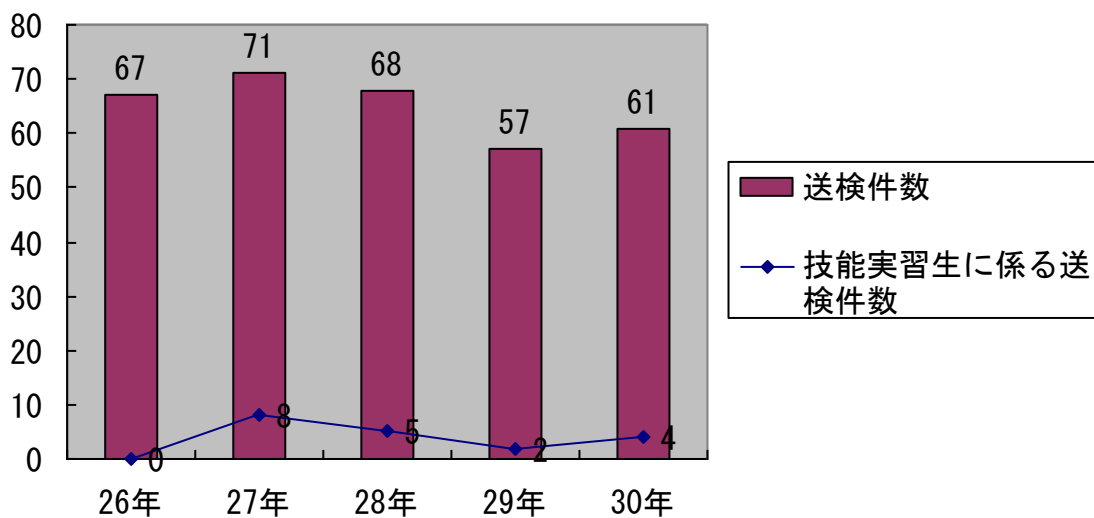
技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報した件数は60件であった。

出入国管理機関・外国人技能実習機構に通報した違反内容のうち、労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、最低賃金未満の支払、機械のそうじ等の場合における運転停止措置にかかるものが多かった。



4 司法処分状況

技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められたとして送検した4件の内容は、賃金不払、最低賃金未満の支払、重機の無資格運転、労災かくしがそれぞれ1件であった。



【送検事例】（製造業）最低賃金違反を隠すため、虚偽の帳簿を提出した事例

【概要】

技能実習生からの申告により、労働基準監督署、労働局、出入国管理機関が合同で監督・調査を実施した。

被疑会社において、労働基準監督官の臨検の際、技能実習生の労働時間を記録した帳簿書類の提出を求めたところ、最低賃金額を下回る賃金計算を隠すため、真実の労働時間とは異なる虚偽の労働時間を記載した出勤簿を提出した。

また、技能実習生の通帳と印鑑を被疑会社の事業主が預かり、実際には給与振り込みをしていなかったにもかかわらず、事業主が実習生の給与受領印を押すなどしていたもの。

【被疑事実】

技能実習生受け入れ事業場（法人）及び事業主に対し

- ①法定の除外事由がないにもかかわらず、技能実習生4名を含む、労働者15名に対して、所定の賃金支払い日にその全額を支払わず、最低賃金を下回る賃金で使用していたこと。（最低賃金法第4条違反）

- ②労働基準監督官の臨検に際し、虚偽の記載をした帳簿書類を提出したこと。（労働基準法第120条違反）